



中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計事務所通信**

2014年1月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

## 新年は夢を持って

年が明けて思いも新たにされていることと思います。

渋沢栄一の「夢七訓」にはこうあります。

**「夢無き者に理想無し、理想無き者に信念無し、信念無き者に計画無し、計画無き者に実行無し、実行無き者に成果無し、成果無き者に幸福無し。ゆえに幸福を求むる者は夢なかるべからず」**

夢を持つことは、最初の一步です。まずは、大きく夢を持ってください。失敗しても、新たな夢を持てば次の一步が踏み出せます。

昨年うまくいった方も、そうでない方も、新しい年になったのをきっかけに夢を考えてみてはいかがでしょうか？ 以前からやりたかった夢、これからやりたい夢、今からでも遅くはありません。

年の初めに、大きく飛躍する夢を描きましょう！

\*\*\*\*\*

### 住民税の特別徴収が徹底されます！

平成26年度から、住民税（市県民税）を従業員給与より毎月徴収し、事業主が納める必要があります。毎年5月末までに徴収額が通知されます。

詳しくは別紙のパンフレット又は菅原会計事務所までお問い合わせください。

(鈴木(久) 記)

